

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 条 例	ページ
○ 法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例【財政・変革局税務部税制課】	2
○ 北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部健康危機管理課】	3
○ 北九州市児童福祉法の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】	4
○ 北九州市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局予防部指導課】	5
◇ 規 則	
○ 北九州市火災予防規則の一部を改正する規則【消防局予防部指導課】	7
◇ 告 示	
○ 気候風土適応住宅の基準【都市戦略局指導部建築審査課】	8
◇ 上下水道局	
○ 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道保全課】	10
◇ 教育委員会	
○ 北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局学校教育部学校教育課】	11

法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 号

法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条
例

法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例（昭和 5 1 年北九州市条例第 1
4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 8 年 9 月 3 0 日」を「令和 1 3 年 9 月 3 0 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 3 号

北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく
過料に関する条例の一部を改正する条例

北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく過料に関する条例（平成 3 0 年北九州市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 7 条」を「第 5 1 条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市児童福祉法の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 4 号

北九州市児童福祉法の規定に基づく過料に関する条例の一部を改
正する条例

北九州市児童福祉法の規定に基づく過料に関する条例（平成 2 6 年北九州市
条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 2 条の 6 及び第 6 2 条の 7」を「第 6 2 条の 7 及び第 6 2 条
の 8」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 5 号

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

北九州市火災予防条例（昭和 4 8 年北九州市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「のサウナ室」の次に「で屋内に設けるもの」を加え、同条第 2 項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 3 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に、「及び第 1 0 号から第 1 2 号まで」を「、第 1 0 号から第 1 4 号まで及び第 1 7 号」に改め、同条を第 8 条の 2 とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 8 条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 2 号から第 9 号まで、第 1 6 号及び第 2 2 号並びに第 2 項第 1 号から第 5 号までに限る。）及び第 5 条第 1 項第 2 号の規定を準用する。

第32条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第67条中第7号の2を第7号の3とし、同条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第7号の2とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

付 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

北九州市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 9 号

北九州市火災予防規則の一部を改正する規則

北九州市火災予防規則（昭和 4 9 年北九州市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 2 項、第 8 条の 2 第 3 項」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

北九州市告示第71号

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省告示第786号。以下「基準告示」という。）第2項の規定により、基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものとして、北九州市において別に定める基準を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月24日

北九州市長 武内和久

基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 基準告示第1項第1号に掲げる要件に該当すること。
- 2 次の（1）から（3）までの全てに該当すること。
 - （1） 次のアからウまでの全てに該当すること。
 - ア 建築士の設計に係るものであること。
 - イ 木造の一戸建ての住宅であること。
 - ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当すること。
 - （ア） （2）アからウまでのいずれかに該当する場合にあっては、延べ面積が300㎡以下であること。
 - （イ） （2）エに該当する場合にあっては、延べ面積が200㎡以下であること。
 - （2） 次のアからエまでのいずれかに該当すること。
 - ア 外壁の過半が貫工法等を用いたものであること。
 - イ 石場建て、足固め等を用いたもので、床下が開放的であること。
 - ウ 墨付け及び手刻みによる伝統的な継手仕口を用いたもので、構造材が現しであること。
 - エ 外壁の3分の1以上に掃き出し窓等の木製建具が設けられていること。
 - （3） 次のアからカまでのいずれか3つ以上に該当すること。
 - ア 屋根の過半が瓦で葺かれていること。
 - イ 外壁の過半に深い軒等（0.9m以上）が設けられていること。
 - ウ 居室と外部の間に縁側が設けられていること。
 - エ 内壁の過半が漆喰等の塗壁であること。
 - オ 畳の間（8畳以上）又は土間（5㎡以上）が設けられていること。
 - カ 構造材、造作材に福岡県内加工材の無垢材が10㎡以上使用されていること。

ること。

北九州市上下水道局告示第10号

北九州市下水道条例施行規程（平成24年北九州市水道局管理規程第37号）第10条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和8年3月24日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
7004	有限会社阿部工業 田中泰朗	戸畑区境川二丁目9番13号	令和7年7月31日
3116	株式会社立石工務 店 村田和代	小倉南区大字市丸1166番地	令和8年3月6日

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 3 号

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

北九州市立小中学校等管理規則（昭和 3 8 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「学年は」を「学年は、」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 学年を分けて次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 1 0 月の第 2 月曜日の翌々日まで

後期 前期の末日の翌日から翌年の 3 月 3 1 日まで

第 2 条第 3 項を削る。

第 3 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に、「通じ 1 0 日以内」を「通じて 8 日以内」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 秋季休業日 1 0 月の第 2 月曜日の翌日及び翌々日

第 3 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、同条第 4 項前段中「及び第 2 号」を「から第 3 号まで」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 第 1 項第 2 号に規定する休業日は、学校の実状その他の事由により設けられないことができる。この場合において、校長はあらかじめその理由を明らかにし、教育委員会の承認を受けなければならない。

第 3 条第 5 項中「第 1 項第 4 号」を「第 1 項第 5 号」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。